

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は、 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は、 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は、 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 150,000 円 活動1日当たり 30,000 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の（内定書や労働条件通知書に記載されている額） 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は、 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度に関する事項】

紹介した求職者が、労働契約に基づく業務を開始した日より3ヶ月以内に本人の都合により退職した場合は、以下の通り手数料を返却いたします。

- 1ヶ月以内に退職した場合：80%
- 1ヶ月を超え2ヶ月以内に退職した場合：50%
- 2ヶ月を超え3ヶ月以内に退職した場合：20%

※返戻金制度は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

許可番号 23-ユ-303063

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番33号 名古屋有楽ビル302号

AOTOMATO株式会社